

内閣参質一七四第四三号

平成二十二年三月二十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長江田五月殿

参議院議員神取忍君提出中学校武道必修化に伴う条件整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員神取忍君提出中学校武道必修化に伴う条件整備に関する質問に対する答弁書

一について

公立中学校において武道場を整備している学校の数は、平成二十一年五月一日現在、四千八百校である。

二について

柔道畠の整備に要する経費については、所要の額を普通交付税の基準財政需要額に算入している。また、柔道場の整備に要する経費については、安全・安心な学校づくり交付金の対象としている。

三について

平成二十一年度における地域スポーツ人材の活用実践支援事業については、三十二道府県教育委員会及び五政令指定都市教育委員会に委託して実施しているところであるが、同事業が実施されている中学校区の数は、現時点で把握していない。

四について

文部科学省としては、平成二十四年度からの中学校における武道の必修化が円滑に行われるよう、引き続き指導者の確保並びに武道場及び武道用具の整備等に努めてまいりたい。

